

赤旗書評・原稿（9月24日号）

ナチスの「手口」と緊急事態条項

長谷部恭男・石田勇治 著

本書は憲法学とドイツ現代史それぞれの第一線の権威をそろえ、ナチス体験をふまえて、現下の日本の緊急事態条項をめぐる重要論点について対談形式で論じたものである。

第一章では、災害緊急対策とワイマール期の緊急事態条項とはいかに違いがあり、後者がナチス独裁をいかにして可能にしていったかが解明されている。そのなかで「（一般の法律に対する）憲法優位の原則」が未確立であったという指摘には「はっと」させられた。第二章では、なぜ国民がナチスに惹き付けられたのかを問い、さまざまな潮流とともに、ナチスとは一線を画しつつも、若者たちに影響をあたえた「反ワイマール」の流れに立つ右翼・保守（保守革命）の役割にも論及されている。第三章は戦後ドイツ・ボン基本法における緊急事態条項に目線を移す。ここでは国家緊急権が制約をかけられたとしても、「独裁」への誘惑にかられる恐れがあるとか、議会責任の明確化などとともに、憲法自体を変えることができないなどの指摘がなされている。ちなみにボン基本法の緊急事態条項は、これまで発動されていないことが指摘されている。

最後の第四章では、日本の緊急事態条項はドイツよりなぜ危険かと問題設定され、国際的な比較考察がなされている。たとえば権限発動の要件の厳格さ、行政府の長への権限集中の度合い、緊急事態の定義のきびしさ、憲法裁判所の有無とその威信など多角的に論じられている。総じて、日本における緊急事態要綱を論じるにあたって、踏まえるべきグローバル・スタンダードが提起されているといえよう。

（はせべ・やすお 早稲田大学法学学術院教授／

いしだ・ゆうじ 東京大学大学院総合文化研究科教授）

評者 望田幸男 同志社大学名誉教授